

軽自動車税 申告（報告）書兼標識交付申請書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

会津若松市長

つぎのとおり申告（報告）及び申請します。

申告の理由		種 別		標 識 番 号
新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車	
<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kw以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kw以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力0.6kw以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kw以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kw以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農業作業用 <input type="checkbox"/> トラクター ・コンバイン <input type="checkbox"/> 田植え機 <input type="checkbox"/> スピードブレキヤー <input type="checkbox"/> その他	納税義務発生日 令和 年 月 日 旧標識番号

納税（申告・報告）義務者	住所又は所在地	〒 965-8601 会津若松市東栄町3番46号		所有形態	<input checked="" type="radio"/> 自己所有 2 所有権留保 3 商品車 4 リース車 5 その他 ()			
	(フリガナ)氏名又は名称	アイツ タロウ 会津 太郎		主たる定置場	<input checked="" type="radio"/> 左記所有者の住所又は所在地と同じ () ※旧主たる定置場所在の市町村名を記入 2 ※ ()			
	生年月日	明・大(昭)平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	車 名	型式及び年式	型式	原動機の型式番号
					ホンダ	〇〇〇	型	〇〇〇〇〇
使用者	住所又は所在地	〒 965-8601 会津若松市東栄町3番47号		車台番号	型式認定番号		総排気量又は定格出力	
	(フリガナ)氏名又は名称	アイツ ハナコ 会津 花子		〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇	I-〇〇〇〇		50 cc・L Kw	
	生年月日	明・大(昭)平・令 〇〇年〇〇月〇〇日	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	長さ	幅	最高速度	最高出力(新基準の第一種原付のみ必須(4.0kw以下))
					cm	cm	kw/h	kw
届出者	住所又は所在地	会津若松市東栄町3番48号		上記 <input checked="" type="checkbox"/> 原動機付自転車 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kw以下の一般原付及び特定原付を除く。) <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kw以下の一般原付。) <input type="checkbox"/> 特定原付 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
	(フリガナ)氏名又は名称	アイツ ジロウ 会津 次郎			住所又は所在地	会津若松市〇〇町〇〇一丁目〇番〇号		
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			氏名又は名称	株式会社〇〇自動車		
					電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		

備 考	受付印						
○ 届出者は身分証明書（運転免許証又は顔写真付きのマイナンバーカード等）が必要です。 ○ 会津若松市に住民登録していない方は、運転免許証の写し及び定置場が確認できる賃貸借契約書（又は公共料金の領収書でも可）の写し等が必要となります。 ○ 第一種一般原付（総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kw以下）について ・ 総排気量が50cc (0.6kw) 超125cc (1.0kw) 以下であること。 ・ 最高出力4.0kw以下に制御されていること。	<table border="1"> <tr> <th>入 力</th> <th>確 認</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>本人確認 裏面参照</td> </tr> </table>	入 力	確 認	備 考			本人確認 裏面参照
入 力	確 認	備 考					
		本人確認 裏面参照					

第三十三号の五様式（第十六条関係）